

し せい かつ けいざいてき し えん 知っておきたい、生活のための経済的支援

おやかていとういりょうひじょせい ひとり親家庭等医療費助成

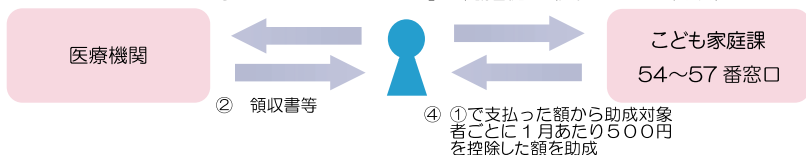


母子家庭の母、父子家庭の父及び子どもが、医療保険により医療機関で診療を受けた場合、医療費の一部を助成します。児童扶養手当と同じ所得限度額があります。

〈対象者〉

- ・20歳未満の子を養育している母子家庭の母、父子家庭の父
- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの母子家庭、父子家庭の子及び父母のいない児童

- ① 受診・料金支払い ③ 申請書提出（支払日から1年以内）



※事前に受給資格の認定が必要です。窓口にお申し出ください。

※「子どもの医療費助成制度」で支払った保護者負担額についても助成されます（1月あたり500円を超えた場合のみ適用）。

こ いりょうひじょせい 子どもの医療費助成



子どもが病気やケガなどで治療を受けたときの医療費（保険診療分）の一部を助成します。中学生（令和8年1月1日より高校生年代）以下の子どもがいる家庭で、ひとり親となられた場合や離婚された場合で、健康保険証や振込先が変更になる方は届出が必要です。

〈助成方法〉

子どもの医療費受給資格証を医療機関へ提示し、医療機関ごと・薬局ごとに1月あたりの保護者負担額を支払ってください。県外の医療機関を受診した場合は、医療機関へ医療費を支払った後、市役所に助成の申請をしてください。保護者負担額を控除した額を振り込みます。

〈保護者負担額〉

■未就学児

入院：上限1,000円 通院：上限500円×2回まで 調剤：自己負担なし

■小学生・中学生（高校生年代は令和8年1月1日以降の受診・調剤分より）

入院：上限1,000円 通院：上限500円×2回まで 調剤：上限500円×2回まで

◎加入医療保険・振込先変更の手續に必要なもの

- 保護者の通帳
- こどもの加入医療保険情報のわかる書類
- 届出人の身分証明書

じどうてあて 児童手当



高校生年代（18歳年度末）までの児童を養育している方に支給されます。**ひとり親となられた場合や結婚された場合は、必ず窓口へお知らせください。**（公務員の方は勤務先へ）

〈支払月〉年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）

〈手当月額〉

	第1子・第2子	第3子
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※第1子、第2子は、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの養育している子の中で数えます。

じどうふようてあて
児童扶養手当



18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または養育者（祖父母など）に支給される手当です。

受給資格は、申請した翌月からとなります。
ひとり親家庭になったら、すぐ窓口へ！

〈対象者〉

次のいずれかの子を扶養しているひとり親家庭の父、母または養育者（祖父母など）に支給されます。

- 父母が離婚した子
- 父または母が死亡または生死不明である子
- 父または母が重度の障がいがある子
- 婚姻によらないで生まれた子
- 父または母が1年以上拘禁されている子
- 父または母から1年以上遺棄されている子
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子

〈支給制限〉 “対象者” に該当しても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

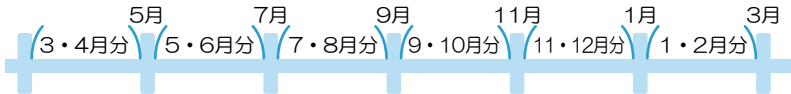
- 対象者および同居の家族の方（父母、祖父母、子、兄弟等）の前年所得が一定額以上あるとき
- 子が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所したり、里親に預けられたとき
- 対象者又は子が受給している公的年金（老齢福祉年金を除く）が手当額を上回っているとき
- 子が父又は母に支給される公的年金の加算対象となっていて、その額が手当額を上回っているとき

〈手当額（月額）〉

（令和7年4月現在）

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方（所得に応じて決定）
子1人のとき	46,690円	11,010円～46,680円
子2人目以降 （子が1人増すこと）	11,030円加算	5,520円～11,020円加算

〈支払月〉 年6回（奇数月）



〈所得限度額〉

扶養家族 の数	本人		扶養義務者・配偶者・ 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

※ 手当を受けている人の前年の所得（課税台帳上の所得に前年、児童を養育している父又は母、あるいは児童が児童の母又は父から受け取った養育費の8割を合算した額）が上記の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

また、扶養義務者（対象者と同居している家族の方）の前年の所得が上記の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当が支給されません。

◎ひとり親家庭等医療費助成と児童扶養手当の手續に必要なもの

- **請求者名義の通帳**
☆ 名字が変わった場合、新しい名字の通帳です。
- **請求者・児童の現在の戸籍謄本 1通**（戸籍が異なる場合は各1通）
現在の戸籍にひとり親家庭になった事項（離婚日、死別日等）の記載がない場合は、**戸籍(除籍・改製原)謄本(上記事項の記載があるもの)1通**も必要です。
☆ 児童の戸籍が前夫や前妻の戸籍に入っていないともかまいません。
☆ 児童の親権者が前夫や前妻であってもかまいません。
- **請求者・児童の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの**
個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号の記載がある住民票
☆ 同居している3親等内血族の方の分も必要です。
- **本人確認用の証明書等**
1つで確認できるもの(写真付き):個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
2つで確認できるもの(写真なし):健康保険証、年金手帳、納税証明書など
- **加入医療保険情報のわかる書類**（請求者と児童全員分）
☆ 児童が父親（母子家庭の場合。父子家庭の場合は「母親。」）の健康保険の被扶養者となっている場合は変更してください。
- **公的年金の資格及び納付に関する記録等**
 - ・厚生年金の方は『被保険者記録照会回答票』
[交付機関:日本年金機構 佐賀年金事務所(旧社会保険事務所)]
 - ・国民年金の方は『公的年金連絡票』
[交付機関:佐賀市役所保険年金課国民年金係(20・21番窓口)]
 - ・共済年金の方は、職場でお問い合わせください。
- **住居の証明**
お住まいの状況を確認する必要があるため、住居に応じて下記の書類を手続時に御用意ください。
 - ・住居が賃貸物件の場合は、『賃貸借契約書』など
 - ・住居が公営住宅の場合は、『入居決定通知書』など
 - ・住居が持家の場合は、『固定資産税納税通知書』など
- **その他**
 - ※ 請求者の事情や状況に応じて、上記以外の書類等の提出を求める場合がありますので、こども家庭課へお問い合わせください。
 - ※ 偽りの申告など不正な手段で手当を受給した場合、返還など罰則規定が適用されることがあります。



つうきんていき わりびき JR通勤定期の割引

母 父

JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。 ※他の割引(学割など)との併用はできません。

〈対象〉児童扶養手当の受給者およびその方と同一世帯の方

〈手続き〉① 市役所こども家庭課(☎40-7252)で「資格証明書」「購入証明書」を受け取る

◇持参するもの 児童扶養手当証書、定期券を購入する方の写真(上半身4×3cm)

② ①で受け取った書類を駅の窓口へ提出し、定期券を購入する

しょう けいざいてきし えん 障がいがあるこどもへの経済的支援

▶ 障がい児の生活支援 (P33)

いずれも、子どもしくは同居の扶養義務者(父・母・兄弟姉妹など)の所得が一定額以上ある場合には支給されませんので、窓口へお問い合わせください。



とくべつじどうふようであて 特別児童扶養手当 母 父

身体、知的、精神に中度以上の障がい有する子(20歳未満)の父・母、または父母にかわって子を養育している方に支給されます。児童扶養手当(P21)と両方を受け取ることができます。ただし、子が公的年金を受けられる場合、子が児童福祉施設等に入所している場合などは支給されません。また、所得制限があります。

〈支払月〉

年3回 (4月、8月、11月)

〈手当額〉(令和7年4月現在)

<1級該当児> 56,800円/月

<2級該当児> 37,800円/月

しょうがいじんふくしてあて 障害児福祉手当 母 父

重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする子(20歳未満)を対象に支給されます。ただし、子が公的年金を受けられる場合、子が児童福祉施設等に入所している場合などは支給されません。また、所得制限があります。

〈支払月〉

年4回
(2月、5月、8月、11月)

〈手当額〉(令和7年4月現在)

16,100円/月

他にも、税の軽減、運賃・料金の割引サービス、医療の給付、生活福祉資金の貸付等がありますので窓口へお尋ねください。

じゅうどしんしんしょうがいしゃ いりょうひじょせい 重度心身障害者医療費助成 母 父

重度の心身障がい者(身体障害者手帳の1級又は2級をお持ちの方、療育手帳A判定をお持ちの方、身体障害者手帳の3級をお持ちでIQが50以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方)が、病気やケガ等で、医療機関等で治療を受けた際の医療費の一部について助成を行います。

※所得制限あり

せいかつほご 生活保護

母 父 寡

病気や乳児の保育のために就業できないなど、経済的に困りの方の生活を保障するとともに、自立に向けたサポートを行います。資産や収入などの調査をした上で審査を行い、国の基準生活費と比べ、資産や収入の方が少ない場合に、その差額分を給付します。



じゅうきょかく ほきゅうふ きん
住居確保給付金

母 父 寡



一定の要件を満たす方に対する住まいの確保を目的とした給付金です。

●家賃の補助

離職、自営業の廃止、または個人の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減り、住居を喪失した方または喪失のおそれのある方を対象に、求職の活動を行うことなどを要件に、家賃相当分の給付金を支給します。

<支給上限額>

単身世帯：30,300円、2人世帯：36,000円、3人～5人世帯：39,400円など

<支給期間>

原則として3か月（一定の条件で3か月ごとに2回まで延長可（最長9か月））。

●転居費用の補助

配偶者が亡くなられたり、離職したりして世帯収入が大きく減少し、住居を喪失した方または住居喪失のおそれのある方で、家計改善のために家賃が安い住宅に転居する必要があると認められる方を対象に、転居費用相当分の給付金を支給します。

<対象経費>

転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）、ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）、鍵交換費用 ※敷金や前家賃等は対象外

<支給上限額>

単身世帯：90,900円、2人世帯：108,000円、3人～5人世帯：118,200円など

※詳細な要件については、生活福祉課 福祉・就労支援室までお問い合わせください。

しけんみんぜい しょとくぜい しょとくこうじょ
市県民税・所得税の所得控除

市県民税や所得税には、納税義務者の個々の事情（扶養する親族の有無や病気等による出費の大小等）に応じて、税負担が軽減される「所得控除」という制度があります。ここでは、ひとり親家庭の方が受けることが多い所得控除を紹介します。所得控除を受けるためには申告をする必要があります。

▶ 所得税・市県民税の申告（P54）



ひとり親・寡婦控除 母 父 寡

前年の12月31日時点の現況が、以下のいずれかに該当している場合に受けられる控除です。

ひとり親控除	未婚または配偶者と死別もしくは離別した後再婚しておらず（配偶者の生死が明らかでない方も含む）、生計を同一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年中の総所得金額等の合計金額が48万円以下）があり、前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき。 ただし、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の方がいる場合を除く。
寡婦控除 [女性]	本人がひとり親控除に該当しない方で、次のいずれかに該当するとき（前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき、ただし、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の方がいる場合を除く） (1) 夫と死別した後、再婚していない（夫の生死が明らかでない方も含む） (2) 夫と死別または離婚した後再婚しておらず（夫の生死が明らかでない方も含む）、子以外の扶養親族（16歳未満の扶養親族も含む）がいるとき。

※上記ひとり親・寡婦に該当する方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方は、申告することで市県民税が非課税になります。

※生計を同一にする子の所得要件は、令和8年度から58万円以下に改正されます。

ふようこうじょ
扶養控除 母 父 寡

前年中の合計所得金額が48万円以下で、あなたと生計を同一にする親族の方がいる場合に受けられる控除です。ただし、事業専従者に該当する方は除きます。

16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、障害者控除等の適用の対象となります。また、市県民税の非課税を判定する際の扶養親族にも含まれます。

※扶養控除の所得要件は、令和8年度から58万円以下に改正されます。

※不明な点があれば、市民税課（電話：0952-40-7062）へお問い合わせください。

この貸付制度は、母子・父子・寡婦家庭の生活設計の一助として、経済的自立を助成し、児童の福祉を増進するために佐賀県が貸し付けるものです。問い合わせや相談の窓口は、こども家庭課です。



貸付の決定までには一定の日数が必要です。

また保証人などの条件の審査もありますので、利用をお考えの方は出来るだけお早めに窓口へご相談ください。

- (条件の例) ※ 申し込み時点で、借入れの滞納がないこと
 ※ 税金、公共料金等の滞納がないこと
 ※ 申請者や連帯保証人は、償還完了時の年齢が65歳以下であること 等

資金名	貸付対象	概要	要
事業開始資金	母、父	事業を開始するために必要な設備費、備品等の購入資金	
事業継続資金	母、父	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	
修学資金	児童	児童が高校・大学・短大・高等専門学校等で修学するために必要な資金（授業料、書籍代、交通費等）	
技能習得資金	母、父	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	
修業資金	児童	児童が事業開始又は就職するために知識技能を習得するために必要な資金	
就職支度資金	母、父 児童	就職をするのに必要な資金（被服、履物等の購入費）	
医療介護資金	母、父 児童	医療又は介護を受けるのに必要な資金（医療保険の自己負担分、通院に必要な交通費） ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る。	
生活資金	母、父	知識技能習得中の生活を安定・維持するのに必要な資金	
		医療・介護を受けている期間中の生活を安定・維持するのに必要な資金	
		配偶者のない者となって7年未満の家庭の生活を安定・維持するのに必要な資金	
住宅資金	母、父	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	
転宅資金	母、父	住居を移転するために必要な資金（住宅の賃借費、家財運搬費等）	
就学支度資金	児童	小中学校、高校、大学等及び修業施設への入学・入所に要する資金	
結婚資金	児童	児童が結婚するために必要な資金	

※原則、連帯保証人をたてていただくようお願いをしています。

ただしご本人の家計状況などにより連帯保証人をたてずに申請できる場合もあります。

（資金によっては、連帯保証人をたてない場合有利子となるものがあります。）

詳しくはご相談ください。

一時的な資金の貸付と必要な支援を受けることにより独立生活ができること認められる世帯であって、資金の融通を他から受けることが困難と認められる世帯への貸付制度です。貸付には対象となる条件や事前審査があります。実施主体は佐賀県社会福祉協議会となっておりますが、まずは窓口の佐賀市社会福祉協議会へご相談ください。



※母子及び父子家庭等は母子父子寡婦福祉資金貸付と同様の貸付があれば、そちらが優先されます。他に利用できる公的給付・貸付制度があれば、そちらが優先されますので詳しくはお問い合わせください。